

IV 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例

(1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

（注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要 件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が20年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、26 ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

2 住宅取得等資金の非課税

(1) 特例の概要

平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注 1）

イ 下記ロ以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注 3）	省エネ等住宅 （63 ページ参照）	左記以外の住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 30 年 9 月 30 日まで	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	800 万円	300 万円

ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合（注 2）

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注 3）	省エネ等住宅 （63 ページ参照）	左記以外の住宅
平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 30 年 9 月 30 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	1,200 万円	700 万円

- （注）1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。
また、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成 28 年 9 月 30 日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。
なお、平成 28 年 10 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記イ及びロの表の金額のうちいずれか多い金額となります。
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。
- 3 この特例の適用を受けるためには、平成 31 年 6 月 30 日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります（住宅用の家屋の新築等の日及び入居日などの要件については 63 ページ以降をご参照ください。）。

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除（110 万円）を適用することができ、また、相続時精算課税（4 ページ参照）にあつては特別控除（2,500 万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母や祖父母からの贈与に限られます。

「省エネ等住宅」(注1)

省エネ等住宅とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量等級4以上相当であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であることをいいます。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類(注4)		証明対象の家屋
A	住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(注2) ④ 増改築等をした住宅用の家屋(注3)
B	建設住宅性能評価書の写し	
C	次のa及びbの書類	
	a 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し	
	b 住宅用家屋証明書（その写し） 又は 認定長期優良住宅建築証明書	
D	次のc及びdの書類	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
	c 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し	
	d 住宅用家屋証明書（その写し） 又は 認定低炭素住宅建築証明書	

- (注) 1 平成27年3月31日以前に上記の証明書などの申請があった場合は、省エネルギー対策等級4相当である住宅用の家屋も対象となります。
- 2 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以降に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限りします。
- 3 住宅用の家屋の増改築等をした場合に、省エネ等基準に適合させるための工事であることについての証明がされた「増改築等工事証明書」を、「住宅性能証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」に代えることができます。
- 4 上記の証明書などの発行については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。

(2) 適用要件

イ 受贈者の要件

要 件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 (注) 配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には該当しませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に該当します。
2	贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。
3	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること。
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと。
5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
6	贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと。 (注) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。
7	贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること(注)。 (注) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しない人であっても、次の①又は②のいずれかに該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有していたこと。 ② 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。
8	贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。 (注) 贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできませんので修正申告が必要となります(67ページの「適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について」参照)。

- (注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額
ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

要件

件

1

新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

取得した住宅が次のいずれかに該当すること。

① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋

② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの

(注) 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。

③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注) 1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。

2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限りします。

3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限りします。

2

④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、平成28年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき次に掲げる証明書等により証明がされたもの

	申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	建築士 指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人

(注) 1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限りします。

2 証明書等は、平成28年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限りします。

3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限りします。

4 申請や証明などの詳細については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。

B 増改築等の場合の要件

要件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上 240 ㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

2	増改築等に係る工事が、自己が所有し、かつ居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明されたものであること。	
	a	確認済証の写し
	b	検査済証の写し
	c	増改築等工事証明書（注）
	（注）増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に要したものであること。	

（注）「新築」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければ、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

この特例は、**贈与税の申告書の提出期間内**（6 ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（**㊤-1**（39 ページ）又は**㊤-2**（41 ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

問： 私は平成 27 年中に父と祖父から住宅取得のための資金として 1,000 万円ずつ贈与を受け、その資金で省エネ等住宅（63 ページ参照）を購入しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられますか。

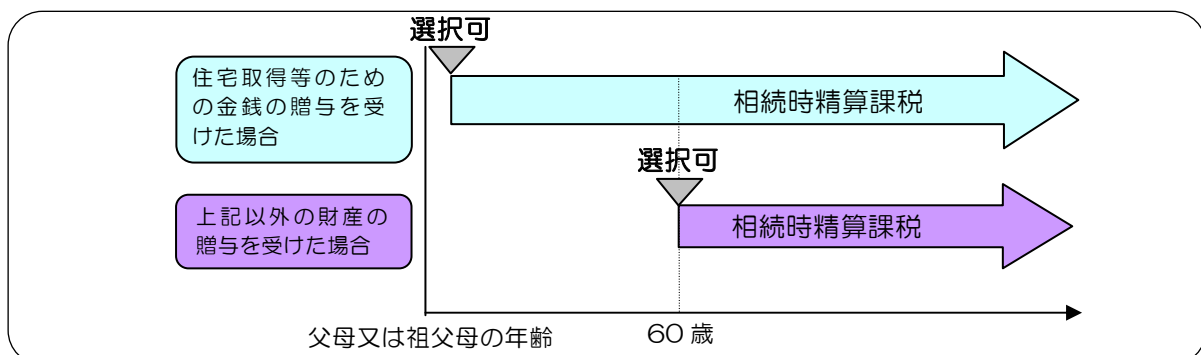
答： 平成 27 年中に省エネ等住宅の購入に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、受贈者 1 人について 1,500 万円が限度となります（62 ページの「○ 受贈者ごとの非課税限度額」参照）ので、あなたが贈与を受けた 2,000 万円（1,000 万円×2 人）のうち 1,500 万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成 15 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の 1 月 1 日において 60 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者の要件

次の要件のいずれかに該当するほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者の要件」（63 ページ参照）の 2、5、6、7 及び 8 の要件のいずれにも該当する必要があります。

要件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人であること。
2	贈与を受けた時に贈与者の孫であること。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」（64 ページ参照）の2の要件に該当する必要があります。

要件	
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

B 増改築等の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」（64 ページ参照）の2及び3の要件に該当する必要があります。

要件	
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

（注）「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、この特例の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内（6 ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（㊸-1（43 ページ）又は㊸-2（45 ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成26年中に父（満57歳）から住宅取得のための資金として2,000万円の贈与を受け、平成26年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成27年中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。
私の平成27年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

1 住宅借入金等の年末残高の合計額

2 住宅用の家屋の新築、取得若しくは増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）又は住宅用家屋の高齢者等居住改修工事等若しくは（特定）断熱改修工事等を含む増改築等（以下「住宅の増改築等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた部分の金額を差し引いた額（注2）

（注）1 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。

2 平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に関する契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成27年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成29年2月28日（火）までに、平成27年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成27年分の贈与税の申告で、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の1又は2の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

1 「平成28年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「平成28年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事の状態で屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人」が、平成28年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合

2 「平成28年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「平成28年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人」が、平成28年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合

4 震災に係る住宅取得等資金の非課税

(1) 特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（62ページ参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

なお、68ページのロの表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日が平成28年10月1日から平成31年6月30日までの間の契約で、かつ、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%であるときに限られます。

（注）一定の要件については、「住宅取得等資金の非課税」（62ページ）と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

イ 下記ロ以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （63ページ参照）	左記以外の住宅
平成31年6月30日まで	1,500万円	1,000万円

ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （63 ページ参照）	左記以外の住宅
平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	1,500 万円	1,000 万円

（注）1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

また、既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成 28 年 9 月 30 日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

なお、平成 28 年 10 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記イ及びロの表の金額のうちいずれか多い金額となります。

- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として、消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。
- 3 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けるためには、平成 31 年 6 月 30 日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります。
- 4 「住宅取得等資金の非課税」（62 ページ）の適用を受ける人（又は受けた人）、平成 26 年分以前の年分において「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（67 ページ）の適用を受けた人は、原則として、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができません。

ただし、平成 22・24 年度の各税制改正前の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

（2）適用要件

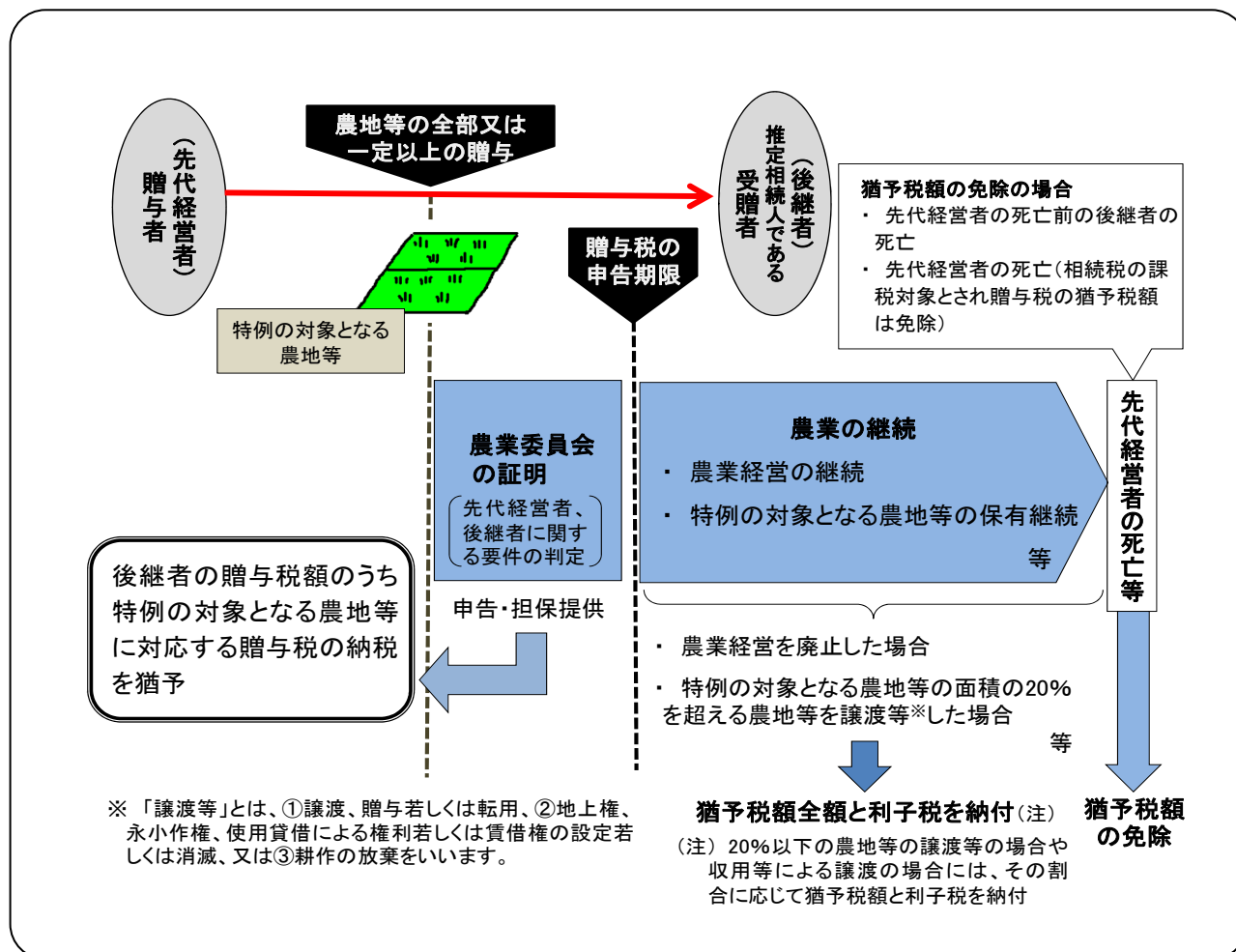
この特例の適用を受けるためには、チェックシート㉞ー 1（46 ページ）又は㉞ー 2（48 ページ）に掲げる要件に該当する必要があります。

また、この特例は、**贈与税の申告書の提出期間内**（6 ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（㉞ー 1（47 ページ）又は㉞ー 2（49 ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

5 農地等についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等(注1参照)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等(「特例農地等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません(71ページの(3)参照)。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(注) 1 農地等とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号(次の(1)から(5)の場合をいいます。)に該当するとき(次の(1)から(5)の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。)におけるその農地を除きます。)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)並びに準農地をいいます。

- (1) 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して6か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき
- (2) 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明(農地法第35条第1項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同条第3項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。)があった場合において、その表明があった日から起算して6か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき
- (3) 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき

- (4) 利用意向調査を行った日から起算して6か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき
- (5) 上記(1)から(4)までのほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき
- 2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
- 3 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。
- 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき。 （注）過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。

（注）贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

（注）今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、一括して贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、53ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、8ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

（注） 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告（農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会等から所轄税務署長に対し、農地が利用意向調査に係るものであって、農地法第36条第1項各号（69ページの(注1)参照）に該当する旨の通知をするときにおけるその通知をいいます。）があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後10年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（※）が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\text{(算式)} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

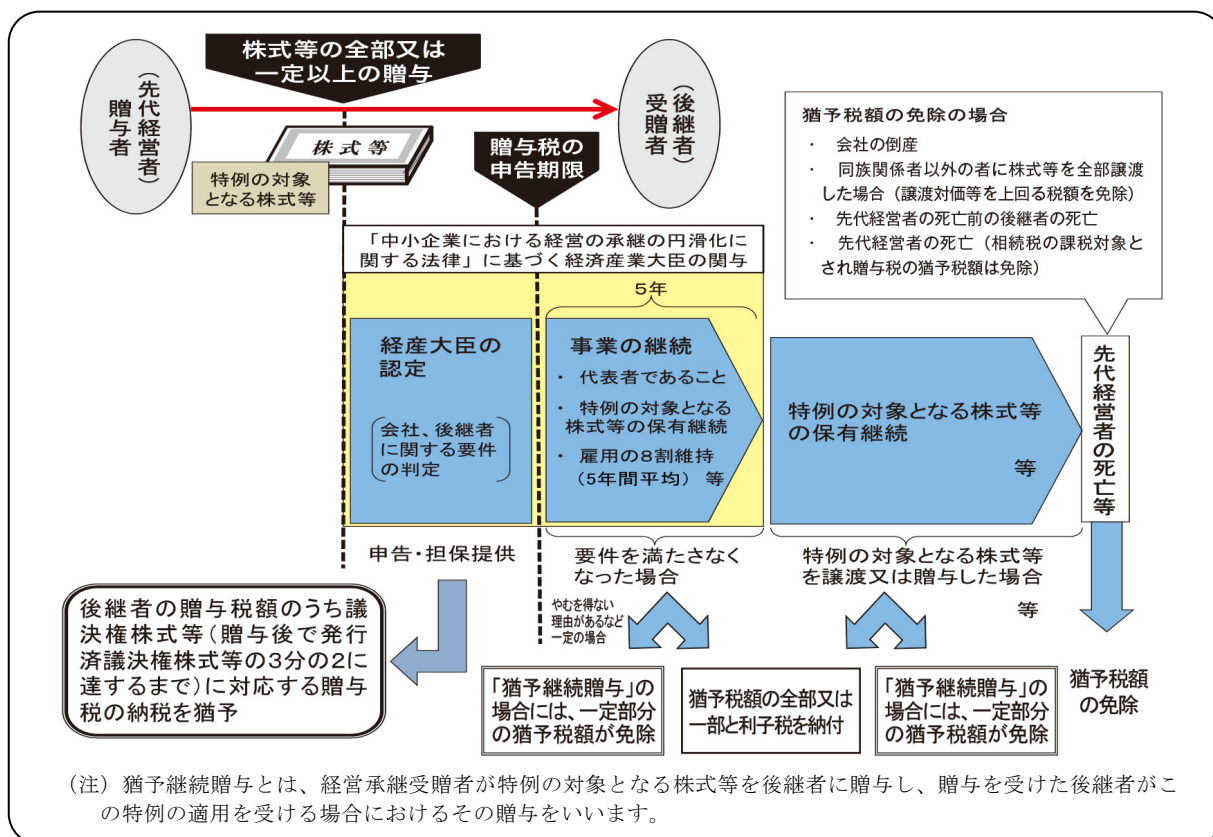
ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例

平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に、特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が0（零）に軽減されます。

なお、利子税の特例の適用を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

6 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要



会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与により先代経営者である贈与者から、その贈与者が保有する経済産業大臣の認定（注1）を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、原則としてその非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」といいます。）は、原則として贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡の時に免除されます。

また、上記以外にも、猶予継続贈与が行われた場合のほか、贈与税の申告期限後5年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます（注2）。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の日前に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、特例受贈非上場株式等のうちに猶予継続贈与により取得した特例受贈非上場株式等がある場合には、納税猶予の期限、免除の事由など、この「6 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

(注) 1 この特例の適用を受けるためには、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。この認定を受けるための具体的な要件及び手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。なお、平成27年分の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成28年1月15日（金）までにその申請を行う必要があります。

2 免除に際しては、73 ページの「株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合」の表の①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から6か月以内、③又は④に該当した場合には、後継者が特例受贈非上場株式等の贈与について贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、⑤又は⑥に該当した場合には、その該当することとなった日から2か月以内、⑦に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合	
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合
③	贈与税の申告期限後5年以内に、経営承継受贈者が、やむを得ない理由により特例受贈非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった場合において、その特例受贈非上場株式等について租税特別措置法第70条の7第16項第3号の贈与をした場合
④	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等について租税特別措置法第70条の7第16項第3号の贈与をした場合
⑤	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係のある者（「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。）以外の者のうちの一人の者として一定の要件を満たす者に対して行う場合又は民事再生法若しくは会社更生法の規定による認可の決定（再生計画の認可の決定に準ずる一定の場合を含みます。）を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。） ロ 特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
⑥	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
⑦	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定（再生計画の認可の決定に準ずる一定の場合を含みます。）があった場合において、会社が有する資産について一定の評定が行われたとき

（注）特例受贈非上場株式等のうちに猶予継続贈与により取得した特例受贈非上場株式等がある場合には、上記①及び②の事由と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

（2）適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

イ 贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること。
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと。
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記2のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、上記2と同様の保有状況であったこと。
4	贈与の時において会社の代表権を有していないこと。

- （注）1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（以下、ロにおいて同じです）。
2 「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係のある者をいいます。
3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます（以下、ロにおいて同じです）。

ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与の日において20歳以上であること。
2	贈与の時において会社の代表権を有していること。
3	贈与の時において、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること。
4	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限（提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き特例受贈非上場株式等の全てを保有していること。
5	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員であること。

- （注）1 経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社1社につき1人に限ります。
2 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます。

ハ 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

要 件	
1	経済産業大臣の認定を受けていること。
2	贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること。 なお、特例の対象となる会社の特別関係会社（注1）が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合（注2）には、常時使用する従業員の数が5人以上であること。
3	資産保有型会社又は資産運用型会社（一定の要件を満たすものを除きます。）（注3）に該当しないこと。
4	風俗営業会社（注4）に該当しないこと。
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（注5）が零を超えていること（注6）。
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと。
7	中小企業者（注7）であること。
8	贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時ににおけるその資産の価額（注8）の合計額が贈与の時ににおける会社の資産の価額の合計額の70%以上でないこと。
9	会社の特定特別関係会社（注9）が非上場会社に該当すること。
10	会社の特定特別関係会社（注9）が風俗営業会社に該当しないこと。
11	会社の特定特別関係会社（注9）が中小企業者であること。

（注）1 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。

2 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限りします。

3 資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限りします。）、現金・預貯金等（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、（a）贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付け（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付けを除きます。）などの業務を行っていること、

（b）贈与の時ににおいて常時使用する経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする親族以外の従業員の数が5人以上であること、（c）贈与の時ににおいて、その会社が（b）の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たすものを除きます。（以下、75ページの（3）イにおいて同じです。）。

4 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

5 総収入金額とは、会社の総収入金額のうち会社計算規則第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益以外のものをいいます。

6 贈与の日がその贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。

7 中小企業者とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。

8 その会社が贈与の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。

9 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。

二 特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、次表の①に該当する場合には次表中の限度数（a）の全部、②に該当する場合には次表中の限度数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に次表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も次表に準じます。）。

「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「b」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「c」… 贈与の時ににおける会社の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
①	$a+b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数(a)
②	$a+b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りします。
2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りします。
3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において1株(円)未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

ホ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、55 ページの表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内**(6 ページ参照)に提出するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**(特例受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。)を提供する必要があります。

- (注) 1 特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局(供託所)に供託し、法務局(供託所)から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、次に掲げる書類を提出することにより、株券を発行することなく非上場会社の株式を担保として提供することができます。詳しくは税務署(管理運営担当)にお尋ねください。

株券が発行されていない場合の担保提供関係書類
・受贈者が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書(質権設定の承諾書に押印したもの)
※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。

ヘ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書(「継続届出書」といいます。)を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、詳しくは税務署にお尋ねください。

- (注) 継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切れ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 株式等納税猶予税額の納付

イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

①	特例受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
②	申告期限後5年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合(一定の場合を除きます。)
③	申告期限後5年間の平均で、贈与時の雇用の8割を維持できなかった場合
④	会社が資産保有型会社又は資産運用型会社(一定の要件を満たすものを除きます。)に該当した場合
⑤	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

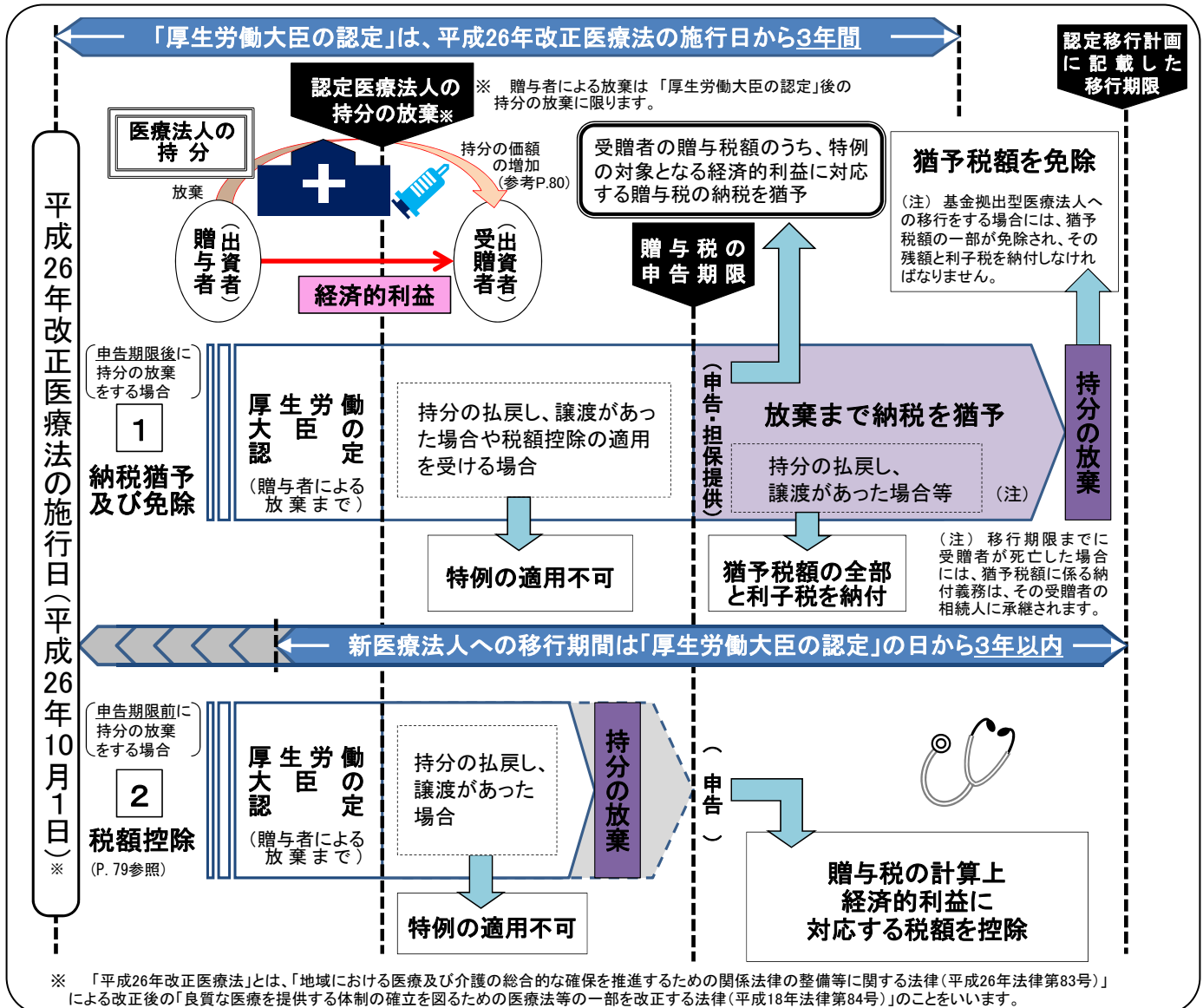
ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合(71ページのロ参照)が年7.3%に満たない場合には、その年中においては71ページのロの算式により計算した割合(0.1%未満の端数切捨て)になります。

7 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例

特例の概要は、次の図のとおりです。



※ 「平成26年改正医療法」とは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」による改正後の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」のことをいいます。

1 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益（9ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。）の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。）。

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

◎ 医療法人持分納税猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の①又は②に掲げる場合に該当することとなったとき（一定の場合を除きます。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税は、届出書を提出することにより、免除されます。

区 分		届出により免除される額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 ^{※1} した場合	医療法人持分納税猶予税額（全額）
②	認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 ^{※1} し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出 ^{※2} したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書（医療法施行規則附則様式7）」を認定医療法人に提出することにより放棄しなければなりません。

2 基金として拠出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額と利子税は免除されません。

また、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合
③	認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」(79ページ)の適用を受ける場合

(注)1 「認定医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。)附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成26年10月1日)から起算して3年を経過する日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人に限ります。

「厚生労働大臣の認定」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定をいい、「医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する経過措置医療法人(平成19年4月1日前に設立された社団たる医療法人又は同日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。)をいいます。

2 「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項に規定する認定移行計画をいいます。

なお、認定移行計画に記載する平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人(社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者を規定しているものをいいます。)への移行期限は、厚生労働大臣の認定の日から起算して3年を超えない範囲内のものであることが認定の要件となっています。

3 「基金拠出型医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金拠出型医療法人をいいます。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 贈与者の要件

認定医療法人(贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。)の持分を有していた人であること。

ロ 受贈者の要件

認定医療法人(贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。)の持分を有していた人(贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。)であること。

ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人(贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。)の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、次の表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期限内**(6ページ参照)に提出するとともに、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**(この特例の適用に係る認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。)を提供する必要があります。

添 付 書 類	
1	認定医療法人の定款の写し(厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類)
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し

(注) 受贈者が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。その際の提出書類は次に掲げるとおりです。詳しくは税務署（管理運営担当）にお尋ねください。

認定医療法人の持分の全てを担保とする場合の担保提供関係書類	
・ 受贈者が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書 ・ 印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ・ 特例の適用に係る認定医療法人が、受贈者が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第1項第3号に規定する書類	

(3) 医療法人持分納税猶予税額の納付

イ 医療法人持分納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

◎ 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

a	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
b	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合
c	認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
d	認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
e	認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
f	認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

◎ 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拋出型医療法人への移行をする場合において、受贈者が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合※が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

（算式）

$$6.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合（※）}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

(4) 納付義務の承継

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、この特例の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額の納付義務は、その受贈者の相続人が承継することになります（死亡した受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額は、免除されません。）。

2 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例

(1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合において、その受贈者がその放棄の時からその放棄による経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（(注)※1 参照）したときには、その受贈者の贈与税額から放棄相当贈与税額を控除します（贈与税額から控除する放棄相当贈与税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。）。

なお、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合

(注) 「医療法人持分税額控除額」とは、贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を受贈者に係る贈与税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その受贈者による認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいいます。

区 分		税額控除額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 ^{※1} した場合	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額
②	認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 ^{※1} し、その残余の部分をその基金拋出型医療法人の基金として拋出 ^{※2} したとき	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拋出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式7）を認定医療法人に提出することにより放棄をしなければなりません。

2 基金として拋出した額に対応する部分の贈与税額は税額控除の対象となりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分を有していた人であること。

ロ 受贈者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）で、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（上記(1)の(注)※1 参照）した人であること。

ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期限内（6 ページ参照）に提出する必要があります。

添 付 書 類	
1	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
4	受贈者が認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
5	受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
6	(1) の(注) ②の場合（認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拋出したとき）に限ります。 基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拋出型医療法人への移行のための医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

8 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例

(1) 特例の概要

医療法人の持分を有する人の死亡に伴い、その医療法人の持分を有する他の人の持分の価額が増加し、その持分の価額の増加による経済的利益について、相続税法第9条（9ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益を受けた時に、その利益を贈与（又は遺贈）により取得したものとみなす規定をいいます。）の適用がある場合において、7の¹医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（76ページ）又は²医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（79ページ）のいずれかの特例の適用を選択したときは、その経済的利益については、贈与（遺言により持分が放棄された場合であっても贈与）により受けたものとみなされ、贈与税の課税価格に算入されます。

なお、その経済的利益については、相続税法第19条第1項の規定（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額の規定をいいます。）は適用されず、相続税の課税価格に加算されません。

(注)1 この特例は、受贈者が、上記7の¹又は²のいずれかの特例の適用を受けることを選択した場合に限り、適用されます。

なお、受贈者が上記7の¹の特例を選択する場合には、特例の適用に係る医療法人が贈与税の申告期限において、認定医療法人でなければなりません。また、受贈者が上記7の²の特例を選択する場合には、受贈者がその医療法人の持分の放棄をするときにおいて、その医療法人が認定医療法人でなければなりません。

2 この特例の適用を受ける場合には、遺言により持分が放棄され、医療法人の持分に係る経済的利益を遺贈で取得したとみなされるときであっても、その経済的利益は贈与により受けたものとみなされ、死亡した「医療法人の持分を有する人」は「贈与者」と、その経済的利益を受けた「医療法人の持分を有する他の人」は「受贈者」として、上記7の¹又は²の特例の適用を受けることになります。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

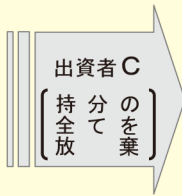
この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、上記7の¹又は²の特例の適用を選択する旨を記載の上、その特例の適用に必要な書類（77ページ又は79ページの申告の手続をご参照ください。）を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期限内（6ページ参照）に提出する必要があります。上記のほか、この特例の適用要件の詳細については、税務署にお尋ねください。

【参考】「持分の価額の増加」（経済的利益）のイメージ

放棄の直前

認定医療法人の出資者：A・B・C

出資者 A (1,000)	出資者 B (1,000)	出資者 C (1,000)
---------------------	---------------------	---------------------



放棄の時

(1,000)

経済的利益 (500)	経済的利益 (500)
出資者 A (1,000)	出資者 B (1,000)

C (-)

() : 持分の価額

C (贈与者) から A (受贈者) への贈与 → 500
 C (贈与者) から B (受贈者) への贈与 → 500

9 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 特例の概要

被相続人である特定贈与者（6 ページの 3（注 2）参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第 69 条の 5 の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について 5 % 減額する特例です。）を受けるためには、贈与税の申告書の提出期間内（6 ページ参照）に、贈与税の申告書に下記(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第 5 項（森林法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画（注）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林に限りません。）であること。

（注） 森林経営計画には、森林法第 11 条第 5 項第 2 号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第 1 項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第 39 条第 2 項第 2 号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限りません。）及び森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 届出等の手続

この届出をするためには、贈与税の申告書の提出期間内（6 ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（84 ページ参照）と 30 ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

（注） 「相続時精算課税選択届出書」及び 30 ページの「添付書類」は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 26 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	2 の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

（注） 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

10 災害により被害を受けた場合

○ 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上であること。

○ 震災に係る住宅取得等資金の非課税

「震災に係る住宅取得等資金の非課税」については 67 ページの 4 を参照してください。